

STOP！コロナ誹謗中傷～人権に配慮した行動を～

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、感染者やその家族、医療関係者などに対する誹謗中傷等が発生しています。

このような誹謗中傷等が広がると、感染が疑われる症状が出た場合に、医療機関への受診をためらわせてしまうなど、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。

☑チェック こんな行為をしていませんか？

- ・感染者や感染者が発生した施設などに対して、電話やメール、SNS 等により誹謗中傷等を行う
- ・感染拡大地域等に行き、新型コロナウイルス感染症にかかった（らしい）とデマを流す
- ・感染者やその勤務先、学校といった個人情報を、会話や SNS 等により拡散する



◇このような行為が行われた場合

- 県では「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」に基づき、**誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導**し、従わない場合には勧告を行います。
- 懲役や罰金などの刑事罰や、被害者から損害賠償を請求される場合があります、被害者だけでなく、誹謗中傷等を行った人自身の人生も変えてしまいます。

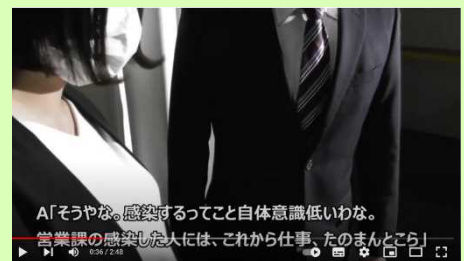
新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。また、病気等によりマスクの着用や新型コロナワクチンの接種ができない人もいます。感染者はもちろん、このような方々に対しても、事実か否かに関わらず、誹謗中傷等を行うことは絶対に許されません。人権に配慮した思いやりのある行動を心がけましょう。

◆コロナ差別に関する啓発動画◆

（公財）和歌山県人権啓発センターでは、SNS や噂話などの誹謗中傷等を例示し、このような誹謗中傷等は行ってはいけないことを県民に呼びかける啓発動画を作成しています。

以下の URL からご覧いただけますので、ぜひ、ご覧ください。

URL : <https://w-jinken.jp/2022/01/31/post-18300/>



コロナ差別相談ダイヤル（県人権政策課）

一人で悩まずご相談ください。

月～金（祝日・年末年始除く） 9：00～17：45

☎：073-441-2563

FAX：073-433-4540

※（公財）和歌山県人権啓発センターや

各振興局総務県民課にでもご相談できます。

〈お問い合わせ〉

○条例について

県人権政策課

☎：073-441-2561

○チェックリストについて

県人権施策推進課

☎：073-441-2566

